

豊中市以外の特定教育・保育施設運営費補助金要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、豊中市以外の特定教育・保育施設に対して、予算の範囲内において運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年規則第15号）に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、保育内容の充実を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

（補助金の額）

第2条 補助金の額は、別表に定めるところにより算定した額とする。

（交付の申込み）

第3条 補助金の交付を申し込もうとする者は、補助金交付申込書（様式第1号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

2 前項の申込書には、別に定める必要な書類を添付しなければならない。

（交付決定）

第4条 市長は、補助金の交付申込みがあったときは、当該申込みに係る書類等につき審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に当たって必要な条件を付するものとする。

（交付決定の通知）

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付を申し込んだ者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の変更等）

第6条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（変更交付の申込み）

第7条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第3条の規定による申込みの後、事業内容等に変更があったときは、補助金変更交付申込書（様式第3号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

（変更交付の決定）

第8条 市長は、補助金の変更交付の申込みがあったときは、当該申込みに係る書類につき審査し、必要に応じて調査を行い、補助金の額を変更する必要があると認めたときは、補助金の変更交付の決定を行うものとする。第4条第2項の規定は、この場合について準用する。

（変更交付決定の通知）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の変更交付の決定をしたときは、速やかに補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条 補助事業者は、補助事業実績報告書（様式第 5 号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、事業報告書及び歳入歳出決算（見込）書を添付しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 11 条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書等につき審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に補助金交付確定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第 12 条 前条の規定により補助金の確定の決定の通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 13 条 市長は、前条の補助金交付請求書の提出を受けた場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（立入検査等）

第 14 条 市長は、補助金の交付に係る事務の適正な執行のため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員をして事業に係る帳簿書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 15 条 市長は、補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申込みをしたとき。

(2) 補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 市職員の指示に従わないとき。

（仕入控除）

第 16 条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、（様式第 8 号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに、市に報告しなければならない。期限までに報告がない場合においては、補助金に係る仕入控除税額がないものとみなす。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 26 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 7 月 2 9 日から実施し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

豊中市以外の特定教育・保育施設運営費補助金要綱第2条 別表

補助種別	補助の要件	補助対象経費	補助額(算定基準)
一時預かり事業(幼稚園型)	こども家庭庁連名通知「一時預かり事業の実施について」に定める要件に基づき一時預かり事業(幼稚園型)を実施すること。	一時預かり事業(幼稚園型)の実施に必要な経費のうち、保育士の人件費、その他の経費であって、市長が適当と認めるもの	次の各基準額×延べ利用児童数(市内のみ)の合計額(ただし、1施設当たり年額11,245,300円を上限額とする。なお、待機児童の受け入れ促進に資する措置(ア(ア)Ⅰ③、ア(ア)Ⅱ③、ア(ウ)及びイ(イ)に係る基準額)を適用したことにより、11,245,300円を超えた場合は、この限りでない)と補助対象経費(実支出額)とを比較して低い方の額
			ア在籍園児分 基準額(児童1人当たり日額)
			(ア)基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)
			Ⅰ年間延べ利用児童数(他市含む)2,000人超の施設
			①平日 480円
			②長期休業日(8時間未満) 480円
			③長期休業日(8時間以上) 960円
			Ⅱ年間延べ利用児童数(他市含む)2,000人以下の施設
			①平日 (1,760,000円÷年間延べ利用児童数)－440円(10円未満切り捨て)
			②長期休業日(8時間未満) 440円
			③長期休業日(8時間以上) 880円
			(イ)休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 880円
			(ウ)長時間加算
			Ⅰ(ア)Ⅰ①及び(ア)Ⅱ①については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、(ア)Ⅰ③、(ア)Ⅱ③及び(イ)については8時間を超えた利用の場合
			①超えた利用時間が2時間未満 150円
			②超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円
			③超えた利用時間が3時間以上 450円
			Ⅱ(ア)Ⅰ②及び(ア)Ⅱ②については4時間を超えた利用の場合
			①超えた利用時間が2時間未満 100円
			②超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円
			③超えた利用時間が3時間以上 300円
			イ在籍園児以外の児童分 基準額(児童1人当たり日額)
			(ア)基本分 880円
			(イ)長時間加算(8時間を超えた利用)
			①超えた利用時間が2時間未満 150円
			②超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円
			③超えた利用時間が3時間以上 450円